

国民健康保険に関するお知らせ

国民健康保険税（保険税）

● **納税通知書の送付**
令和3年度の国民健康保険税の納税通知書は、納税義務者である世帯主に7月中旬にお送りします。

● **軽減基準の変更**
税率と最高限度額は昨年度と変更ありませんが、軽減措置の基準が変更されました。

保険税の軽減措置（基準額）

7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下
5割軽減	43万円+28.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下
2割軽減	43万円+52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下

● **保険税の減免**
所得の著しい減少や、疾病等のため納税が著しく困難なとき、災害で家屋に大きな損害を受けたときなどには、申請により保険税の減免を受けられる場合があります。

【臨時特例措置】
主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合、申請により減免を受けることができます。減免の対象となる世帯は次のとおりです。

- ①主たる生計維持者が死亡した、または重篤な傷病を負った世帯
 - ②主たる生計維持者の事業収入等（事業、不動産、山林または給与収入）の減少が見込まれ、次の要件のいずれにも該当する世帯
 - ・主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が、前年のその収入の3割以上
 - ・主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1000万円以下
 - ・主たる生計維持者の減少する額が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下
- ※対象は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付の支払日）

後期高齢者医療に関するお知らせ

後期高齢者医療保険料額を通知

令和3年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。

同一世帯内の被保険者と世帯主の令和2年中の総所得金額等が基準額以下の場合、保険料の均等割額が2割、5割または7割軽減されます。

災害で大きな損害を受けたときや所得の著しい減少があったときで、保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料が減免される場合があります。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負ったとき、または給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入のいずれかが一定程度減少が見込まれるときは、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。

新しい後期高齢者医療被保険者証を送付

被保険者証：被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月中旬に簡易書留郵便で新しい被保険者証を送付しますので、8月1日から新しい被保険者証を医療機関等の窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては、有効期間が短い被保険者証（短期被保険

者証）を送付することがあります。納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）、限度額適用認定証（限度額認定証）：負担割合が1割の方で「低所得Ⅰ・Ⅱ」に該当している方（世帯員全員が住民税非課税の方）は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を、また負担割合が3割の方で「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」に該当している方は「限度額適用認定証」を、医療機関等の窓口で被保険者証とともに提示することで、医療機関等ごとに1ヵ月間の窓口での支払いが、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなります（柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く）。各認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付する予定です。

● **国民健康保険被保険者証（被保険者証）が更新**
8月1日に被保険者証が更新されます（有効期限：令和4年7月31日）。
7月15日から7月末頃までの間に、被保険者証を世帯ごとに郵送します。

● **被保険者証の色と配達方法**
現在お使いの被保険者証（空色）の有効期限は7月31日です。8月1日からの新しい被保険者証（若竹色）は、特定記録郵便（自宅の郵便受箱に投函され、配達状況が記録）で郵送します。7月末頃までに被保険者証が手元に

65歳以上介護保険料が改定

65歳以上の方の介護保険料は、基準額をもとに世帯の課税状況や所得等に応じて決定されます。基準額は3年ごとに見直され、本年度は改定の年にあたります。昨年度と比べひと月当たり100円増額され、次のとおりになります。

保険料基準額
6300円（月額）×12ヵ月＝7万5600円（年間）

実際に負担することになる保険料額は、所得等に応じて第1段階（基準額×0.3）から第11段階（基準額×2.0）までの11段階に分けて決定されます。（第1、2、3段階の介護保険料は、令和元年10月からの消費税引き上げに伴い、保険料軽減強化が行われています。）

第7から第9段階は、次のとおり所得の区分が変更されます。

第7段階：合計所得金額が120万円以上210万円未満の人
第8段階：合計所得金額が210万円以上320万円未満の人
第9段階：合計所得金額が320万円以上400万円未満の人

7月中旬に令和3年度介護保険料決定通知書を送付しますので、詳しくは同封のパンフレットをご覧ください。

届かない場合は、国保医療課（☎8721）へお問い合わせください。

70歳以上75歳未満の方の証の名称が変わります

「被保険者証」と70歳以上75歳未満の方が持つ「高齢受給者証」が一体証となります。8月1日以降、証の名称が「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」に変わりますので、医療機関等では一体証のみ提示ください。

限度額適用認定証の更新

限度額適用認定証の提示により、入院時の医療機関への支払いが自己負担限度額までとなります。有効期限は7月31日となっております。引き続き利用される方や、新たに希望される方は申請してください。

申請時期：7月5日（月）以降随時
申請場所：国保医療課
必要なもの：被保険者証

● **保険税に関する問合せ**：税務課 ☎8712
● **被保険者証に関する問合せ**：国保医療課 ☎8721

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したこと等による介護保険料の減免

次の要件を満たす場合は、申請により第1号被保険者の介護保険料が免除または減額されます。

- ①新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第1号被保険者
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入（以下「事業収入等」という）の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する第1号被保険者
- ・事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の10分の3以上であること。
- ・減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得が400万円以下であること。

問合せ：長寿介護課 ☎8788



広告



広告



広告



広告